

# TAX NEWS

## — 『法人向け定期保険』に税制改正？—

6月末の朝日新聞デジタル版に『「節税保険」実態解明へ、金融庁、商品設計を問題視』と題された記事が出ました。

今回問題とされている生命保険は、①一定期間は病気による死亡保障が非常に低額（ただし事故や災害による死亡保障は高額）、②解約返戻率が高い、商品です。

生命保険という側面を持ちながらも、「節税」につながる要素も多く含んでいる商品ということになります。

昨年4月に大手生命保険会社が取扱いを始め、他の生命保険会社も追随し、現在は『返戻率競争』となっており、生命保険会社の営業も過熱しています。

過去にも、遡増定期保険やがん保険など、それまで全額損金であった商品に対して税制改正が行われたことを記憶している方もいらっしゃると思います。

冒頭の記事では、金融庁が上記のような特徴のある商品について実態調査を行ったことを報道するものではありませんが、今後、その調査結果を踏まえて、いき過ぎた節税につながるようなものについて税制改正が行われることは容易に推測できます。

税制改正があった場合に「既存契約はどうなるのか？」という疑問が出てきます。過去の改正の経緯などからすると、『税制改正以降の契約に対して規制』となるとの見方が大勢で、『税制改正前の契約については規制されない』となれば、今後の駆け込み需要が発生し、より熱い市場となることが予想されます。

今後の税制改正や各生命保険会社の動向に注視が必要となるとともに、このタイプの生命保険に加入する際に考えなければならないのは、『一定期間は「病気」による死亡保障が非常に低額である』という点です。

他に十分な保障が確保されているのであればいいのですが、もしそうでなければ、このタイプの保険に加入するのはリスクがあるとも考えられます。

保険商品自体が複雑化していますし、そのうえ複数の保険を契約していると、現状把握をすることも難しく、『万が一の保障は十分なのか？』『過度な保障のために保険料を払い過ぎていないか？』『保険加入時から状況は変わってきているが、現状ではどうなのか？』などの疑問をお持ちの経営者の方も多いのではないかと思います。

現在の保険契約内容の整理のお手伝いもさせていただいておりますので、お気軽に担当者までお問い合わせください。

(文責 藤村 祐司)